

一般社団法人ビューティデザイン協会理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人ビューティデザイン協会(以下「この法人」という。)の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の者の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として毎事業年度終了前の前日から2か月以内、及び、毎事業年度終了後の翌日から2か月以内に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めたとときに開催する。

(招集手続)

第5条 理事会は、代表理事が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前1項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(欠席)

第6条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第7条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第8条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 4 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(決議事項)

第9条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

(1) 当法人の業務執行の決定

- (ア) 組織及び人事に関する事項
- (イ) 財産・財務に関する事項
- (ウ) 重要な業務執行に関する事項

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 代表理事及び専務理事の選任及び解職

(4) 顧問の選任及び解任

(5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

- (ア) 事業報告
- (イ) 決議書類
- (ウ) 収支決算

(6) 規則の制定、変更及び廃止

(7) その他法令及び定款に定める事項

- 2 代表理事は、前項の決議事項(法定事項を除く。)であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、代表理事は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第10条 代表理事及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。(注11)

- 2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事及び監事がこれに記名押印又は電子署名をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第12条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年6月16日から施行する。